

目梨泊小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

1 いじめ防止に対する基本姿勢

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※心理的または物理的な影響を与える行為によって心身の苦痛を感じれば「いじめ」

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、いじめられた児童の立場に立っていじめを認知し、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、以下の5点を基本的な姿勢としていじめの撲滅に取り組んでいく。

- ①いじめを許さない、見過ごさない姿勢で臨む
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、いじめの未然防止に努める
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる
- ④いじめが確認された場合は、当該児童の安全を保障するとともに、各種団体や専門家の協力を得て早期解決にあたる
- ⑤学校と家庭が協力して、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に努める

2 取組の概要

(1) 未然防止のための取組

いじめを根絶するためには、他者を思いやるとともに、その権利を尊重し合う個人を育てることがもっとも重要である。この資質は、他者に価値観を揺さぶられたり、依存したりすることのない確固たる自己と、自信や自己有用感をもたせることにより育まれるもの考える。このことから、本校では、教科や特別活動、道徳等のすべての領域において、それぞれの特質を生かした指導を展開し、個と集団の双方を高めることで互いを認め合える人間関係や学校風土をつくっていく。

①学習規律、学校のきまりの遵守の徹底

学習規律や学校のきまりは、すべての児童に、平等に学ぶ権利や楽しく生活する権利を保障するために定められるものであり、これらの徹底・遵守は、まさに、「他を尊重し合う」ことを具現化する営みである。本校では、このことを踏まえ、日常の学習や生活の機会自体をいじめ未然防止のための指導の場と位置付け、学習規律、学校のきまりの遵守を全教職員の共通理解のもと徹底することで、「他を尊重する心情」を育み、「具体的な行動」ができるよう指導していく。

②道徳の時間の指導における価値項目の重点化

いじめの未然防止にあたっては、道徳的な心情や判断力、実践意欲や態度などを養うことが大切であり、このことから道徳教育が担う役割は非常に大きいと考える。

本校においては、以下の道徳教育の内容に指導の力点を置き、全教員による道徳の授業の交流や指導案検討を通して、より道徳的心情や実践力を養う授業づくりを行う。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ◎主として自分自身に関する事 | 「善悪の判断」「正直、誠実」 |
| ◎主として人との関わりに関する事 | 「感謝」「礼儀」「相互理解・涵養」 |
| ◎主として集団や社会との関わりに関する事 | 「規則の尊重」「公平、公平、社会正義」 |
| ◎主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事 | 「生命の尊さ」 |

③法教育の視点からの指導の推進

例えば、「持ち物に落書きをする」、「教科書を破る・捨てる」等のいじめと認知できる行為は、法律に照らせば「刑法261条 器物損壊罪」にあたる。しかしながら、教育現場においては、子どもが未来を切り開くための人格完成を第一義とすることから、大人に適用されるような制裁と更正は求められるものではない。

そこで、義務教育の段階において、いじめと犯罪は質を同じくするものであり絶対に許されないことを理解させるため、以下のねらいのもと法教育の観点からの指導を加味していく。

自らの行為の結果への顧慮をさせるとともに、行為責任を自覚させ、社会を構成する一員として、加害行為、侵害行為には社会的非難ならびに「制裁と更正」が伴うことを学ばせる。

いじめを防止するためには、倫理や道徳、モラルの側面からの指導が大切であることは論を待たない。しかしながら、いじめは他人の身体、生命、財産の安全を脅かし、人格を傷つけるれっきとした加害行為である。本校では、モラルの側面と法教育の側面からバランスよく指導することで、他者を尊重することのできる児童の育成を図っていききたい。

④縦割り（異年齢）集団による活動の推進

本校では当然のように行われている異年齢集団活動であるが、その教育効果は、国立教育政策研究所等の活動プログラムの実践・検証において明らかにされている。具体的には、年長者は他者の役に立つ喜びを実感したり、年少者は自らが年長者のようになろうとする意欲をもったりするなど、人とかかわる喜びなどの「社会性の基礎」と言える資質を育成できることである。これは、自己有用感や自分と異なる他者とかかわるスキルの獲得という、いじめの未然防止のための重要な要素であると言える。

本校においては、上記の教育効果を十分に意識し、縦割り班を行事や生活、学習等に積極的に活用し、多様な他者とかかわる力を育成していく。

・児童会主催の自主的集会活動(ゲーム集会、縦割り掃除活動) ・学校行事

⑤「わかる授業」への工夫・改善

互いを尊重し合うことのできる人間関係・学校風土づくりがいじめ防止の基盤であり、そのためには集団の一員としての自己有用感や自信を育むことが大切である。学校生活の中で最も長いのは授業時間であり、この時間において児童ができるようになる喜びや認められる喜びを感じ取らせることが重要であると考えます。また、児童の人間関係に歪みを生じさせる原因となる、友人関係にかかわる嫌なできごとや過度な競争意識などのストレスについては、授業を中心とした全教育活動に置いてその要因の排除を心がけていきたい。

本校では、以下の点について教職員間で確認し、授業等の改善を図っていく

- ・すべての児童が平等に授業に参加できるよう、学習ルールと規律の徹底を図る
- ・他者への冷やかしかや否定的な態度が常態化しないよう、間違い等も含めて児童の言動が受け入れられる、共感的な学級風土の醸成を図る
- ・他者との競争する意識ではなく、自分自身の成長を自覚させ、できる喜びを味わわせる家庭学習や教室環境の工夫を図る

⑥ 学校いじめプログラムの作成

(2) 早期発見のための取組

いじめの根絶には、未然防止の取組が最も重要であるが、「いじめは、どこにでも、だれにでも起こりうる」という認識を前提とし、早期発見にも注力していく。

我が国のいじめの認知件数を見てみると、いじめによる自殺など社会的に大きな問題となる事案が起きた後は、それが大きくはね上がる傾向がある。このことから、いじめは見えにくいものであり、「見よう」とする意識や行動がなければ見逃してしまう可能性が大きいことがわかる。いじめの発見は、教職員個々の能力に委ねられがちであるが、個人の能力のみに頼ってはいじめを見逃してしまう可能性もあることから、組織的な気付きと対応を取組の基盤と位置付けて対応していきたい。

本校においては、以下の点に留意して早期発見の取組を進めていく。

基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ○認知件数が増えることは「負の要素」ではなく「それだけの児童を守ることになる」と捉え、積極的な実態把握に努める ○いじめの傷・痕跡は児童の内面に生じ、自己否定感や自己嫌悪、人間不信など、児童の人格形成に多大な影響を与えることを認識し、早期の発見に努める
方法	<ul style="list-style-type: none"> ○日常の実態把握と定期的情報収集を組み合わせ実態を把握する <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員による、日常における丁寧な観察 ・児童アンケートによる実態把握(年2回) ・教育相談週間の実施(年2回)
把握の際の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○些細に見える被害でも過小評価せず大きく捉える ○正当化や偽装に注意する ○仲間内でのいじめが少なくないことに留意する ○被害がないように装うことが多いこと、屈辱的な被害はとくに打ち明けにくいことに留意する ○いじめと他の問題が重複しているケースが多いことに留意し、的確な実態把握に努める ○いじめに関する情報や、いじめが疑われる事案については、迅速に情報を交流し全教職員の共通理解を図る <ul style="list-style-type: none"> ・職員朝会や職員会議、終会における情報交流
いじめか否かの判断	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の事例がいじめであるかどうかについては当該児童の立場に立って考えることを原則とし「いじめ防止対策委員会」において判断する

(3) 早期解決のための取組

いじめが発生した場合は、早期発見と同様に、全教職員の共通理解に基づいた組織的な対応をしていく。以下にいじめの早期解決を図る際の留意点を示す。

- ・取組の方向性や内容は、いじめ防止対策委員会（管理職・担任・養護教諭）により決定する。
- ・些細ないじめも決して許さず、悪いことは悪いと伝え、しっかりと指導する。
- ・被害者には、「いじめからの救済」と「回復」の視点から対応する。
- ・加害者に対しては、行為には毅然と対応するが、その行為の背景にある問題に対しては別に対応し、その子の成長につながる指導を目指す（責任を問うだけ、謝罪をさせるだけでなく、加害者がいじめをしなくなる、いじめをしてはいけない、という意識に至ることが真の解決と考える）。

(4) インターネット上のいじめへの対応

① インターネット上のいじめ（ネットいじめ）とは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒等になりすまし社会的信用を貶める行為をする、許可なく掲示板等に特定の児童生徒等の個人情報に掲載するなどであり、犯罪行為である。

② ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者による把握、家庭内でのルールの確立などについて、その必要性の啓発を図る。
- 教科や学級活動、道徳の時間等において、情報モラルの指導の充実を図る。
- インターネット等のいじめの実態や把握方法等について、教職員の研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者の訴えや閲覧者及び教職員からの情報により、ネットいじめの把握に努める。
- 定期的なネットパトロールにより、ネットいじめの把握に努める。

(5) 性に関わる事案への対応

- ① 児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行う。
- ② 児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- ③ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
- ④ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

3 具体的取組

(1) 年間を通して、全校で、繰り返し行う取組

- ① いじめについての共通理解
「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実などにより、子どもの社会性をはぐくむ。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
- いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスがあることを踏まえ、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。
- ④ 自己有用感や自己肯定感の醸成
- 一人一人が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設定する。

(2) 年間計画を策定し、計画的に実施する取組

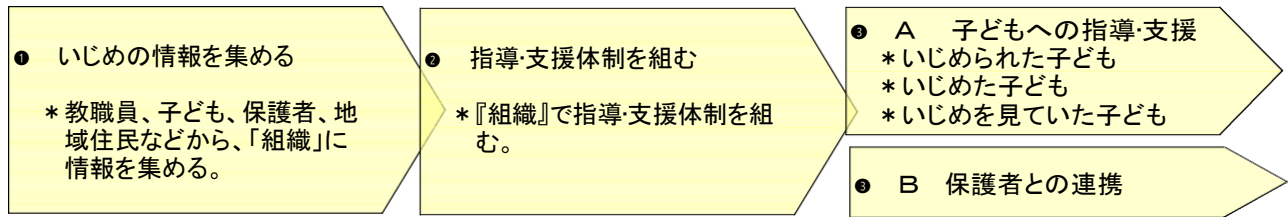
① 子ども自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組

※いずれも児童会で主催する

② 年間計画

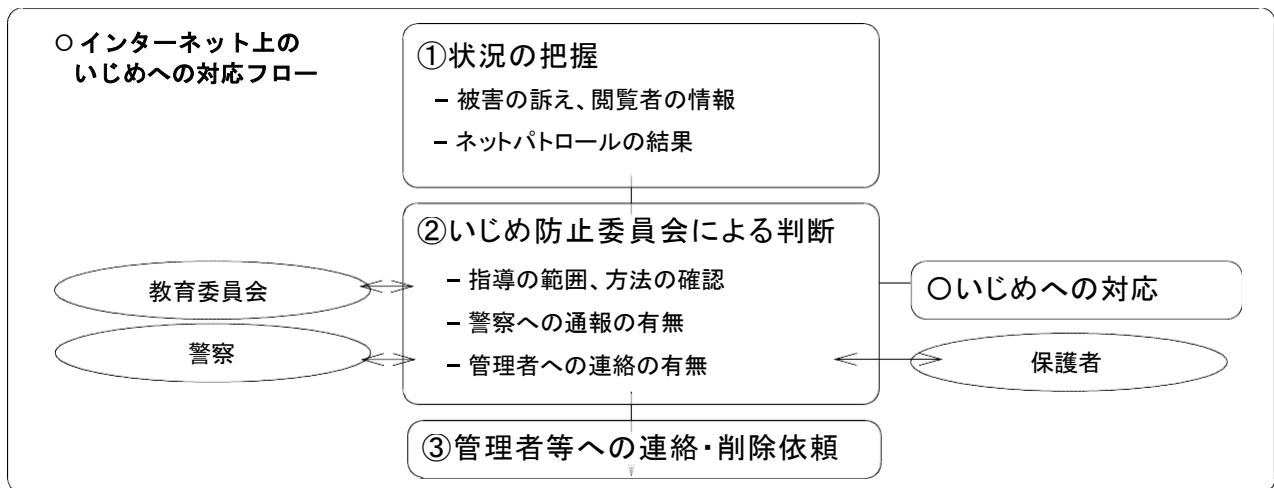
- 【 4 月 】 … 組織会議①
- 【 5 月 】 … 校内研修会①
- 【 6 月 】 … いじめアンケート①・教育相談週間①、「ほっと」の実施
- 【 8 月 】 …
- 【 9 月 】 … 校内研修会②
- 【 10 月 】 … 組織会議②、「アセス」の実施
- 【 11 月 】 … いじめアンケート②・教育相談週間②

4 組織的ないじめ対応の流れ



<対応に当たっての留意事項>

- 教職員は、いじめに係る情報を適切に記録する
- 事実関係確認の上、組織的に対応方針を決定し、当該被害児童を徹底的に守り通す
- 加害児童に対しては、その人格成長を旨として、教育的配慮の下、屹然とした態度で指導する
- 単に、謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消については、以下の要件を満たしているか否かで判断する
 - いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月は心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が続いていること)
 - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(被害児童及び保護者に対する面談等により確認)
- いじめが「解消している」状態は、あくまでも一つの段階に過ぎないので、再発する可能性が十分あることを踏まえ、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、ただちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。



5 いじめの重大事態対応フロー

重大事態とは

- 1 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき
 - ◎児童生徒が自殺を企図した場合
 - ◎身体に重大な障害を負った場合
 - ◎金品等に重大な被害を被った場合
 - ◎精神性の疾患を発症した場合
 - 等

 - 2 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき
 - ◎年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合などは、目安にかかわらず迅速に調査に着手する。
- ※ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる(調査をしないままに、重大事態ではないと断言できないことに留意)

重大事態発生時のフロー

- ▶ 設置者または学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ▶ 調査組織で、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を実施
- ▶ いじめを受けた子ども及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ▶ 調査結果を学校の設置者に報告
- ▶ 調査結果を踏まえた必要な措置

6 生徒指導体制や教育相談体制の確立

- ① いじめの問題は、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」が組織的に対応する。
- ② いじめ問題等に関する指導記録を保存し、進学や進級、転校時に引き継げるようにする。
- ③ 子ども及びその保護者が、「いつでも、誰にでも」相談できる体制を整備する。
- ④ 「保健室」の利用、「電話相談窓口」について広く周知する。

7 校内研修

- ① いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るため、次の研修を実施する。
 - いじめへの対応に関する理論研修(5月)
 - 事例やチェックリストを基にした研修(9月)

8 地域や保護者との連携

- ① 家庭訪問、個人懇談、PTA三役会議を活用し、情報の交流を行う。
- ② 子どもの悩み相談を受け止める相談窓口を明確にして、子どもたちに知らせる。

いじめ防止対策委員会

枝幸町立目梨泊小学校

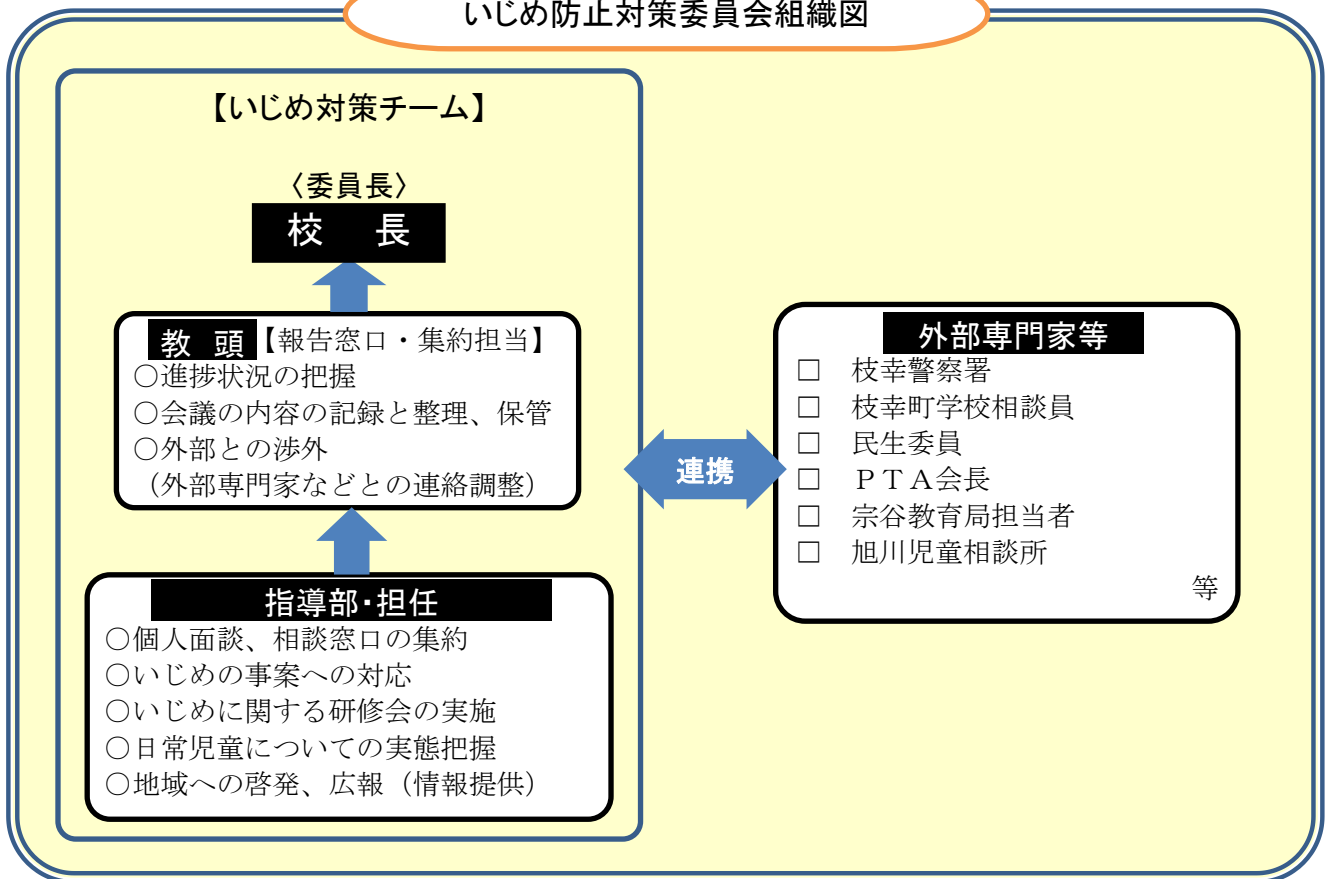
委員会の役割

- * 「学校いじめ防止基本方針」の策定や見直し
- * 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の点検と検証、計画の見直し
- * いじめの通報・相談の窓口
- * いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- * いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開催

※緊急会議の内容例

- ① いじめの情報の迅速な共有
- ② 指導や支援の体制、対応方針の決定
- ③ 役割分担
- ④ 関係のある子どもへの事実関係の聴取
- ⑤ 保護者との連携

いじめ防止対策委員会組織図



記録の活用

- 会議の内容
- 事案への判断、対処の状況→解消後も
 - ▶ 「学校としての対応」の記録
 - ▶ 「5W1H」を時系列で
 - ▶ いじめと判断されなかった事案についても
 - ▶ 教職員の共有化、自校の取組の検証・改善